

# 不正軽油の使用をなくしましょう

灯油などを不正に混ぜた軽油（不正軽油）の製造・販売・使用は悪質な脱税行為で、環境や健康にも悪影響を与えます。

不正軽油の流通や消費を防止するために、皆様の御協力をお願いします。

## 不正軽油は何でいけないの？

### ○軽油引取税の脱税

不正軽油は「犯罪」です。軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。脱税額が1,000万円を超える場合、脱税額相当の罰金が科されます。

### ○不正軽油の運搬・保管、購入・販売

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。

### ○自動車への悪影響

粗悪な不正軽油を使用することで、エンジンの不具合・損傷につながります。

### ○大気汚染と環境汚染

不正軽油の排気ガスの黒煙・硫黄は地球の大気に悪影響です。また、不正軽油を製造する時の副産物で有害な「硫酸ピッチ」が不法投棄されています。

## 不正軽油撲滅のための抜取調査にご協力を！

軽油の性状確認のため、県では燃料タンクや貯蔵施設から軽油を抜き取り、分析を行っています。不正軽油をなくすためにご協力をお願いします。

皆さんが使用している軽油には、1リットルにつき32円10銭の軽油引取税が課税されています。

購入した軽油に不審な点がある場合や、重油や灯油を自動車の燃料に使用するなどの違反行為を見かけたとき、また、業者が安い軽油を売込みに来た、怪しい施設があるなどの情報がありましたら、不正軽油ホットライン又は地方事務所税務課へご連絡をお願いいたします。

### 不正軽油ホットライン

○フリーダイヤル 0120-940-050 平日9時～17時（県内のみ 携帯電話可）

○ファックス 026-235-7497 ○Eメール [zeimu@pref.nagano.lg.jp](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)

### 軽油引取税に関するお問い合わせ先

- ◆ 佐久地方事務所税務課:0267-63-3139
- ◆ 上伊那地方事務所税務課:0265-76-6807
- ◆ 松本地方事務所税務課:0263-40-1909
- ◆ 長野地方事務所税務課:026-234-9508
- ◆ 県庁税務課:026-235-7049